010229.200	2 その他のもの	1頭につき63,750円	B15		1頭につき59,765.63円	1頭につき55,781.25円	1頭につき51,796.88円	1頭につき47,812.50円	1頭につき43,828.13円	1頭につき39,843.75円	1頭につき35,859.38円	1頭につき31,875円	1頭につき27,890.63円	1頭につき23,906.25円	1頭につき19,921.88円	1頭につき15,937.50円	1頭につき11,953.13円	1頭につき7,968.75円	1頭につき3,984.38円	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0102.90	その他のもの																								
	2 その他のもの																								
010290.210	(1) 1頭の重量が300キログラム以下のもの	1頭につき38,250円	B15		1頭につき35,859.38円	1頭につき33,468.75円	1頭につき31,078.13円	1頭につき28,687.50円	1頭につき26,296.88円	1頭につき23,906.25円	1頭につき21,515.63円	1頭につき19,125円	1頭につき16,734.38円	1頭につき14,343.75円	1頭につき11,953.13円	1頭につき9,562.50円	1頭につき7,171.88円	1頭につき4,781.25円	1頭につき2,390.63円	無税	無税	無税	無税	無税	無税
010290.290	(2) その他のもの	1頭につき63,750円	B15		1頭につき59,765.63円	1頭につき55,781.25円	1頭につき51,796.88円	1頭につき47,812.50円	1頭につき43,828.13円	1頭につき39,843.75円	1頭につき35,859.38円	1頭につき31,875円	1頭につき27,890.63円	1頭につき23,906.25円	1頭につき19,921.88円	1頭につき15,937.50円	1頭につき11,953.13円	1頭につき7,968.75円	1頭につき3,984.38円	無税	無税	無税	無税	無税	無税
01.03	豚（生きているものに限る。）																								
	その他のもの																								
0103.92	1頭の重量が50キログラム以上のもの																								
010392.011	〔1〕 1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格（生きている豚に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第1項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	1頭につき19,508円	B15*		B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	B15*	無税	無税	無税	無税	無税	無税